渡名喜村歴史民俗資料館機能強化事業業務委託者選定審査委員会設置要綱をここに公布する。

令和元年６月１４日

　　渡名喜村長

渡名喜村要綱第２号

渡名喜村歴史民俗資料館機能強化事業業務委託者選定審査委員会設置要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、渡名喜村歴史民俗資料館機能強化事業業務委託者に係る業者の選定を公正かつ適正に実施するため、渡名喜村歴史民俗資料館機能強化事業業務委託者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

　（組織）

第２条　委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者とする。

　(１)　教育行政課長

（２） 議会事務局長

（３） 会計課長

　(３)　総務課長

　(４)　民生課長

　(５)　経済課長

　(６)　教育行政課　係長

３　委員長は、教育行政課長をもって充てる。また、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する職員がその職務を代理する。

　（委員の任期）

第３条　委員の任期は委嘱の日から令和２年３月３１日までとする。

　（審議事項）

第４条　委員会は、次に掲げる事項を審議し、村長に報告する。

　(１)　業者の選定に関する事項

　(２)　前号に関するもののほか渡名喜村歴史民俗資料館機能強化事業業務委託に関する事項

　（会議）

第５条　委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

　（庶務）

第６条　委員会の庶務は、教育行政課において処理する。

　（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

　（失効）

２　　この要綱は、令和２年３月３１日限り、その効力を失う。